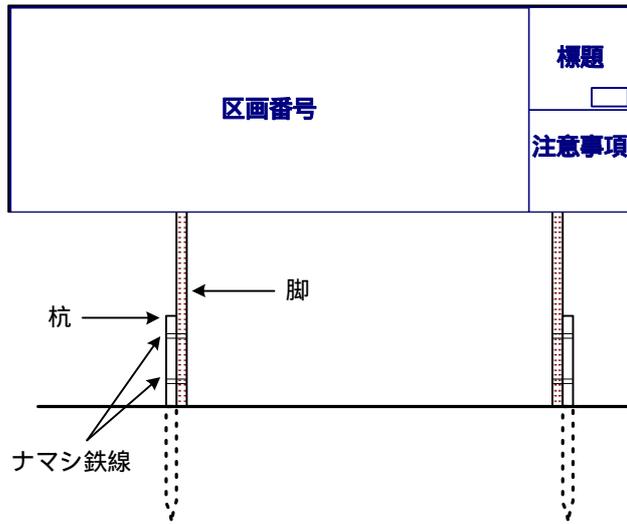


参議院議員通常選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（南区）仕様書

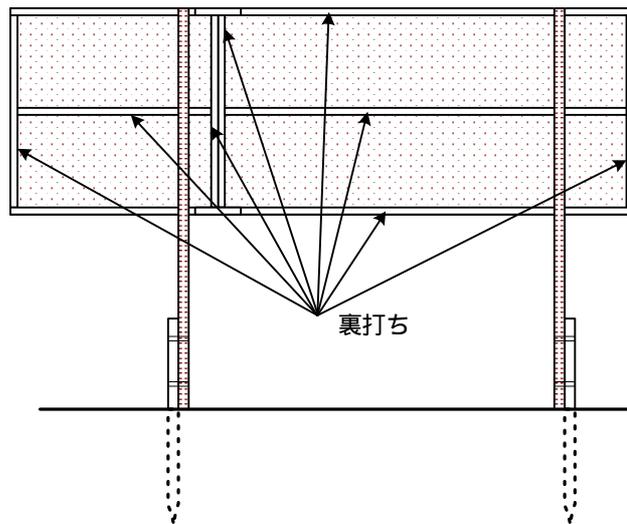
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称 (10 区画)

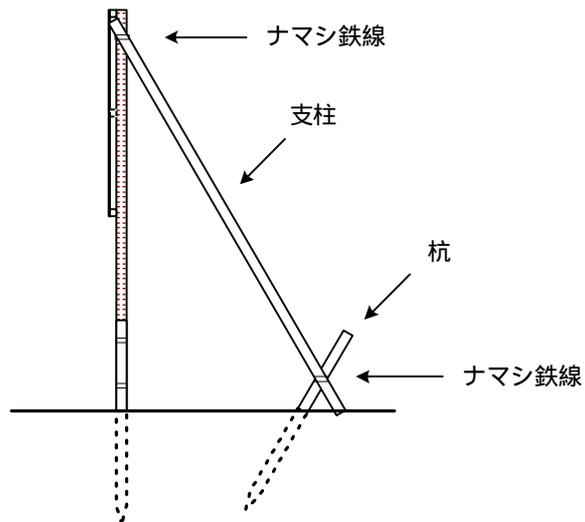
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えうるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリー釘またはステンレススクリー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。 (ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。)
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		参議院広島県選出議員選挙 (10区画)			備 考	
部 位	材 質	寸法等		数 量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm		1枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。) 掲示板の表面又は裏面に、エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示をすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横910mm 厚3.0~4.0mm		1枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm	(長さ) 1,770mm	2本		
3 杭	〃	〃	900mm	4本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃	2,000mm	2本		
5 裏打ち	縦・側	〃	30mm×30mm	850mm	4本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。
	横・側	〃	〃	1,820mm	2本	
			〃	910mm	2本	
	横・中	〃	〃	1,760mm	1本	
			〃	850mm	1本	
6 つなぎ	横・側		〃	200mm	2本	

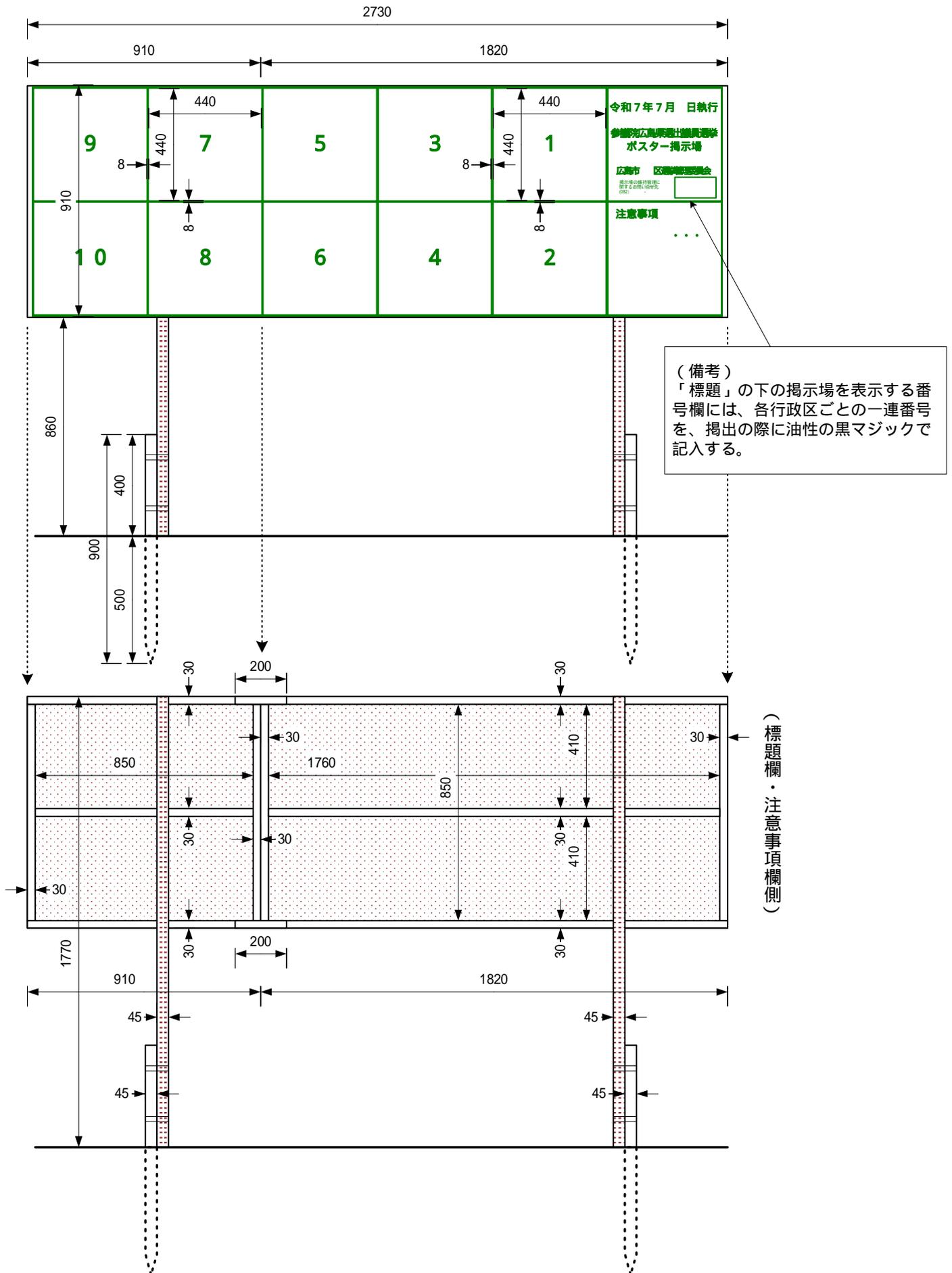
※ 6区画に4区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から10区画分として設計することも可【10区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

ポスター掲示場の設計図

ポスター掲示場の設計図（10区画 正面図・裏面図）

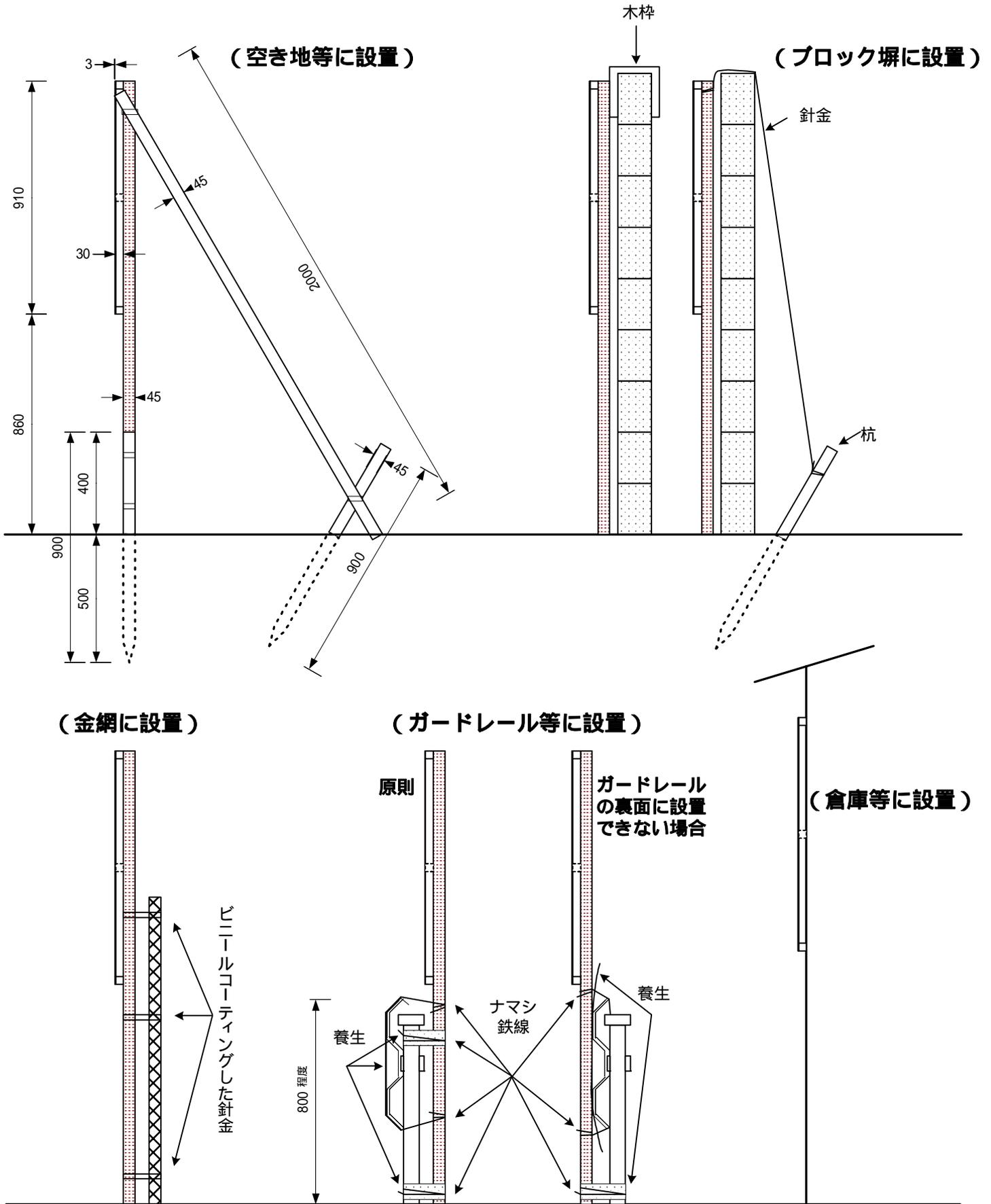
（単位 mm）



表示している大きさは、標準的なサイズである。

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の箇所数は、設置時の状況等により、多少の変動があります。
 (区全体の数は変わりません。)

区 分	設置箇所数	設置方法		
		①空き地等に設置し、支えがいる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えがいない場合	③倉庫等の壁面等に直接取り付けられる場合
	箇所	箇所	箇所	箇所
南区	232	65	167	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

参議院議員通常選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市南区

投票区名	設置場所			設置数			
荒神	1	西蟹屋一丁目1番 荒神分団消防車庫横	2	松原町12番 広島駅南口第三駐輪場A前	3	荒神町2番 浄光寺前	8
	4	西蟹屋四丁目3番 西蟹屋第二公園北側	5	西蟹屋三丁目7番27号 荒神町小学校正門	6	西蟹屋三丁目7番27号 荒神町小学校東側	
	7	大須賀町15番 大須賀バス停横	232	西蟹屋三丁目1番 マツダスタジアム西側			
大州	8	南蟹屋二丁目6番11号 南蟹屋集会所前	9	大州二丁目13番8号 大州学区集会所前	10	大州三丁目9番31号 大州保育園前	8
	11	大州三丁目9番 大州第二公園東側	12	大州四丁目6番 大州公園西側	13	大州五丁目8番 大州第一公園西側	
	14	大州五丁目8番 大州第一公園東側	15	南蟹屋二丁目1番 旧広島農政事務所等敷地			
青崎	16	堀越三丁目24番 清水宅前	17	東青崎町19番 東青崎公園南西側	18	堀越一丁目5番 広島市信用組合西側駐車場前	8
	19	堀越二丁目12番 堀越公園西側	20	堀越二丁目12番 堀越公園南側	21	青崎二丁目18番 町内会用品庫横	
	22	青崎一丁目15番51号 青崎小学校正門東側	23	青崎一丁目15番51号 青崎小学校南門前			
向洋	24	小磯町 マツダ小磯寮前	25	向洋中町5番16号 向洋集会所西側	26	小磯町 マツダ(株)四門前バス停横	7
	27	向洋本町1番22号 青崎保育園西側石垣	28	向洋大原町11番 向洋公園東側	29	向洋本町1番 ちびっこ広場西側	
	30	向洋本町10番16号 洋光幼稚園東側					
向洋新町	31	向洋新町四丁目6番 向洋西公園東側	32	向洋新町三丁目27番 洋光台第三公園南側	33	向洋新町二丁目14番 洋光台第二公園南側	7
	34	向洋新町一丁目15番 洋光台第一公園東側	35	向洋新町二丁目11番 ピュアクック洋光台店西側	36	向洋新町一丁目6番1号 向洋新町会館前	
	37	向洋新町三丁目24番13号 (有)池組北西側					
段原第一	38	段原日出一丁目13番22号 比治山会館	40	段原山崎一丁目5番 段原山崎第一公園東側	41	段原山崎二丁目6番 段原山崎第二公園西側	8
	42	段原山崎三丁目3番 段原山崎第三公園西側	43	段原日出一丁目1番 平和橋南詰	72	段原山崎二丁目6番 段原山崎第二公園東側	
	233	段原日出一丁目12番 段原日出第一公園東側	234	段原日出二丁目5番 段原日出第二公園北側			
段原第二	45	段原四丁目3番 段原第四公園南東側	46	段原四丁目3番 段原第四公園南西側	47	段原三丁目11番 段原第五公園北東側	7
	48	段原三丁目11番 段原第五公園南西側	49	段原三丁目17番 段原第六公園南側	50	段原三丁目1番 河岸緑地	
	235	段原四丁目9番 段原平和橋南緑地南西側					

ポスター掲示場設置場所報告

広島市南区

投票区名	設置場所			設置数	
段原第三	39	段原南二丁目13番 段原交番南側緑地	51	段原二丁目17番 段原第三公園東側	7
	53	段原南一丁目5番3号 みみょう幼稚園前	54	段原南一丁目24番 段原南第一住宅東側	
	57	段原二丁目11番 段原第二公園東側			
段原第四	58	京橋町12番 京橋東詰緑地	59	松川町4番 松川公園東側	7
	61	的場町二丁目4番17号 段原小学校北西側	62	的場町二丁目4番17号 段原小学校正門	
	64	段原一丁目5番 段原第一公園北東側			
比治山	65	比治山本町20番 比治山下電停前緑地	66	比治山本町14番 比治山橋電停前緑地	7
	68	比治山本町12番60号 安芸幼稚園東側	69	比治山本町12番18号 産業会館駐車場	
	71	比治山本町8番 比治山下公園南側			
東雲第一	73	上東雲町9番 段原ポンプ場	74	上東雲町28番28号 比治山小学校正門	7
	76	東雲本町二丁目11番 東雲本町公園南側	77	東雲本町二丁目11番 東雲本町公園西側	
	237	上東雲町9番 上東雲第一公園			
東雲第二	79	東雲三丁目18番 淵崎公園東側	80	東雲三丁目18番 淵崎公園西側	8
	82	東雲三丁目12番 東雲第三公園西側	83	東雲二丁目9番 東雲第二公園北側	
	85	東雲一丁目11番 東雲第一公園北側	86	東雲一丁目11番 東雲第一公園南側	
出汐	87	霞一丁目2番 広島大学医学部北西角	88	霞一丁目2番 広島大学医学部南側	7
	90	出汐一丁目5番 出汐第一公園西側	91	出汐一丁目5番 出汐第一公園東側	
	93	霞一丁目2番 広島大学医学部南東側			
霞町	94	西霞町11番 西霞町公園南側	95	西霞町11番 西霞町公園東側	7
	97	西霞町4番53号 比治山学園北門	98	西霞町13番18号 西霞町集会所前	
	100	西霞町1番20号 煙石 博宅前			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市南区

投票区名	設置場所			設置数	
旭町	101	西旭町22番 旭町公園北側	102	旭二丁目25番 広島市信用組合大河支店西側緑地帯	8
	105	旭三丁目12番 山城町公園西側	106	旭一丁目8番1号 大河小学校正門	
	108	旭三丁目13番 旭町ポンプ場西側	238	旭一丁目8番1号 大河小学校南側	
皆実	109	皆実町四丁目6番 皆実町第二公園南側	110	皆実町一丁目15番32号 皆実小学校南門	7
	112	皆実町一丁目5番44号 南区役所	113	皆実町四丁目21番 皆実町第一公園南側	
	115	皆実町一丁目16番 ちびっこ広場東側			
翠町第一	116	皆実町五丁目9番22号 澤原正住宅前	118	翠二丁目3番1号 親和幼稚園北	6
	120	翠三丁目4番 翠町第二公園南側	121	翠三丁目4番 翠町第二公園西側	
翠町第二	123	翠四丁目15番1号 翠町中学校南門西側	124	翠四丁目15番1号 翠町中学校正門	7
	126	翠五丁目18番 翠町第一公園西側	127	翠五丁目20番 翠町緑地西側	
	129	翠三丁目10番 蓮花ビル向側畑			
翠町第三	130	翠一丁目1番 広大附属高校北西角	131	翠一丁目1番 広大附属高校正門	7
	133	皆実町六丁目3番 皆実町緑地南側	134	皆実町六丁目6番 沖松ビル横	
	136	皆実町六丁目3番 皆実町緑地東側			
仁保	137	東本浦町12番 本浦公園東側	138	東本浦町1番18号 広島市立広島工業高校北西側	8
	140	東本浦町20番12号 本浦会館南側	141	仁保新町二丁目8番30号 仁保小学校正門	
	144	黄金山町3番 市住4号館前登り口西側	236	仁保新町一丁目8番6号 仁保公民館前	
黄金山	145	西本浦町6番 市営アパート西側	146	西本浦町6番 市営アパート南側	7
	148	黄金山町19番 黄金山登山道	149	北大河町35番1号 黄金山小学校正門	
	151	北大河町31番 北大河公園東側			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市南区

投票区名	設置場所			設置数	
大河	152	北大河町15番16号 大河保育園西側	153	北大河町15番16号 大河保育園前	7
	155	山城町7番 山城町公園東側	156	山城町7番 山城町公園北側	
	158	山城町13番16号 中電社宅西側		154 北大河町23番16号 地藏寺駐車場 157 山城町13番16号 中電社宅南側	
湊崎	159	仁保二丁目21番 仁保中洲公園	160	仁保三丁目2番 柞木公園西側	8
	162	仁保一丁目37番 ちびっこ広場北側	163	仁保三丁目37番 仁保第二公園西側	
	165	仁保二丁目4番 仁保緑地西側	166	仁保南一丁目12番 仁保南ポンプ所	
楠那	167	丹那町8番 丹那公園南側	168	丹那町18番1号 丹那集会所前	8
	170	楠那町5番7号 楠那小学校正門	171	仁保南二丁目4番 仁保第一公園東側	
	173	日宇那町10番 日宇那公園北側	174	丹那町68番 調整池北側	
宇品第一	175	宇品海岸二丁目12番 宇品海岸第一公園南側	176	宇品海岸三丁目6番54号 宇品体育館	7
	178	宇品海岸三丁目7番65号 ダイキ宇品店駐車場南側	179	宇品海岸三丁目5番 広島競輪場駐車場	
	181	宇品海岸二丁目3番1号 千暁寺前		169 丹那町46番 広島ガス丹那ガバナ前 172 楠那町4番1号 楠那中学校北東側	
宇品第二	182	宇品御幸三丁目11番 ちびっこ広場南側	183	宇品御幸四丁目5番11号 宇品小学校正門左側	8
	185	宇品西六丁目2番 市営宇品西住宅北東側	186	宇品西四丁目4番 宇品第六公園東側	
	188	宇品御幸四丁目1番 宇品第二公園東側	189	宇品御幸四丁目1番 宇品第二公園南側	
宇品第三	190	宇品東七丁目11番8号 宇品東小学校南側	191	宇品東七丁目11番8号 宇品東小学校正門	7
	193	宇品神田五丁目16番 宇品第三公園南側	194	宇品神田五丁目16番 宇品第三公園北側	
	196	宇品神田五丁目24番 宇品ポンプ場南側		192 宇品東七丁目8番 宇品第四公園南側 195 宇品神田四丁目15番 谷の百合幼稚園前	
宇品第四	197	宇品東五丁目1番51号 宇品中学校正門	198	宇品東三丁目6番 宇品東第一公園西側	7
	200	宇品神田一丁目5番 県立広島病院前	201	宇品東一丁目2番 N T T 宇品東ビル西側	
	203	宇品東二丁目1番 宇品第一公園北側		199 宇品神田三丁目12番11号 N T T 宇品神田ビル南側 202 宇品東六丁目1番 宇品東第二公園北側	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市南区

投票区名	設置場所			設置数			
宇品第五	204	宇品御幸二丁目6番20号 郷土資料館正面東側	205	宇品御幸二丁目4番 ちびっこ広場東側	7		
	207	宇品御幸一丁目8番 千田廟公園北西側	208	宇品西一丁目9番 ちびっこ広場西側			
	210	宇品御幸二丁目6番 宇品西公園北側					
元宇品	211	元宇品町 元宇品港公園北東側	212	元宇品町 元宇品港公園南西側	6		
	214	元宇品町26番14号 広島シーサイド病院駐車場西側	215	元宇品町5番8号 元宇品保育園西側			
出島	217	出島一丁目17番18号 近畿電機(株)東側	218	出島二丁目2番 出島公園北側	5		
	220	出島一丁目32番1号 出島福祉センター	221	出島二丁目22番 出島西公園南東側			
似島	222	似島町家下634番地 (20番地堀口仁志宅の北側)	223	似島町家下752番地の74 似島出張所	6		
	226	似島町大黃3073番地の5 平和養老館前	227	似島町家下 沖野商店裏ちびっこ広場前			
金輪	229	宇品町(金輪島) 金輪島集会所前	230	宇品町(金輪島) ちびっこ広場北側	231	宇品町(金輪町) (株)新来島宇品どっく自転車置場前	3
計 33投票区				計 232			

参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示板の印刷
(南区)

区画番号欄					令和7年7月 日執行 参議院広島県選出議員選挙 ポスター掲示場	標題欄
9	7	5	3	1	掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/>	ポスター 掲示場の 番号欄
10	8	6	4	2	注意事項 ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。 この掲示場は、参議院広島県選 出議員選挙の候補者以外の方は 使用できません。 掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。 <input type="checkbox"/>	注意事項欄 グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)

第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）

第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。

第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年6月13日（金）以後設置を開始し、令和7年6月27日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

(6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。

(7) 受注者は、参議院議員通常選挙の日程が確定したら、設置完了日までに日付（和暦）が表記されたシール等を作成し、貼り付けること。なお、日付（和暦）の字体は既にポスター掲示場に印刷されている文字と同じ字体に合わせること。

ただし、ポスター掲示場の作製前に日程が確定している場合は、事前に日付を印字することも可とする。

(8) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

(1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。

(2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

(1) 掲示場は、令和7年7月21日（月）から撤去を開始し、令和7年7月25日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年7月4日（金）から撤去を開始し、令和7年7月8日（火）までに撤去を完了すること。

(2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。

(3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。

(4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。

(5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。

(6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等やり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。

(7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。

(8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

(1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。

(2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

(1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。

(2) 本業務は、参議院議員通常選挙が7月20日に執行を想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。

- (3) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。